

四国電力株式会社 御中

再生可能エネルギー発電設備の系統連系および電力受給契約申込書 [低圧 太陽光]

私は、電気事業法等の関係法令、政省令その他ガイドライン、電力広域的運営推進機関の送配電等業務指針及び関係する貴社の約款・要綱等を承認の上、貴社に対し、送電系統への再生可能エネルギー発電設備の連系ならびに電力受給契約を申し込みます。
なお、以下のいずれかに該当する場合には、本申込みは撤回するものとし、本申込みに基づく貴社との契約が既に成立している場合であっても、当該契約が貴社によって当然に解除されることに同意します。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第9条第3項に基づき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
- ・貴社が、再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当すると判断した場合
- ・接続契約の成立後、相応の期間を経過してもなお認定(再エネ特措法第10条第1項の変更認定および同第2項の変更届出を含む)を取得しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。)
- ・受給開始希望日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合(ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます。)
- ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を、貴社の定める支払期日までに支払わない場合
- ・貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」(以下、「送配電買取要綱」という。)
28(受給契約の解除)のいずれかに該当すると貴社が判断した場合。

また、本申込みに関して、以下の点について同意します。

- ・貴社が定める「託送供給等約款」および「発電設備系統連系サービス要綱」を遵守すること
- ・貴社の送配電部門へ電力受給を行う場合は、貴社の送配電買取要綱に、貴社の小売部門へ電力受給を行う場合は、貴社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」(令和元年5月1日実施)に基づく契約となること
- ・送配電買取要綱に基づく契約の場合、貴社の送配電部門が、非再生可能エネルギー電気および受給期間以外に受電した再生可能エネルギー電気について買い取りしないこと
- ・私が本申込みを撤回した場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
- ・貴社が再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号および第11号に基づき出力抑制を行う場合、私が同号で当該抑制による補償を求めないこととされている出力抑制について補償を求めないこと
- ・私が、貴社からの求めに応じ、出力抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずること

【申込者】 (以下、太枠内の各項目につきご記入ください。)

申込日		2019年 4月 1日	
現住所 (〒760-8573) 香川県高松市丸の内****-*	電話番号	ご自宅	*** - *** - ****
		携帯電話	*** - *** - ****
(フリガナ) ヨンデン タロウ	個人名義の方は以下のいずれかに○		
電力受給契約のご契約名義 四電 太郎	(印)	個人事業者	○ 左記以外
事業税課税区分 (いずれかに○)	<input type="radio"/>	個人、または法人(最大受電電力 ^{※1} が10kW未満)	
	<input type="radio"/>	法人(最大受電電力 ^{※1} が10kW以上で、以下に記載する公共法人を除きます)	
	<input type="radio"/>	公共法人(例:国、都道府県、市町村、特別区、土地改良区、独立行政法人、国立大学法人 など)	

【申込内容】

申込区分 (いずれかに○)	<input type="radio"/> 新規	<input type="checkbox"/> 設備変更	<input type="checkbox"/> 廃止	その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 売電先変更	<input type="checkbox"/> 既設発電設備の使用再開 (既設設備の変更) 有 無)			
工事区分	太陽光発電用開閉器(ブレーカー)等の電気工事 (いずれかに○)		<input type="radio"/>	実施する	<input type="checkbox"/> 実施しない
設置場所 (需要場所)	住所	(〒760-8573) 香川県高松市丸の内****-*	電話番号	ご自宅	- -
				携帯電話	- -
郵送物 送付先	住所	(〒 -)	(設置場所と同一の場合は、送付先の記入は不要です。)		
連系 発電設備	太陽電池最大出力 (kW) →	4.200 kW	連系方式	交流 単相 3線式 200 V	
	インバータ定格出力 (kW) →	4.200 kW	認定ID ^{※2}		
	その他発電設備等の連系状況(該当していれば○)			燃料電池・ガスタージン(ガスタービン)・蓄電池・その他()	
系統連系・受給開始希望日 ^{※3}	2019年 10月 1日		廃止希望日	年 月 日	
配線方式 ^{※4} (いずれかに○)	<input type="radio"/>	①余剰配線	-	<③の場合> 認定発電設備等の引込方式 (いずれかに○)	
	<input type="radio"/>	②全量配線	他の電気の需給契約がない場所に設置		
	<input type="radio"/>	③全量配線	他の電気の需給契約がある場所(原需要場所)に設置 [建物の屋根・屋上または構内(駐車場等)] ◆別紙「認定発電設備の需要場所についての特別措置適用 確認書」の添付が必要となります。 確認欄	2引込方式	引込柱から個別に引込線を施設 する方式
			引込口分岐方式	引込口から特例区域等と非特例 区域等へ配線分岐する方式	

【振込先】 ◆一部お取扱いきれない金融機関もございますのでご了承ください。

ゆうちょ銀行 以外の金融機関	銀行 金融 組合	高松	支店	預金種別	口座番号 (右づめ)
	金融機関コード	****	支所	普通	****
ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右づめ)		当座	****
(フリガナ)	ヨンデン タロウ				
口座名義	四電 太郎				

【系統連系後の緊急時のご連絡先】

ご連絡先が申込者ご本人様以外の場合にご記入ください。	
責任者名	
電話番号	

【ご契約書類等の送付先】 (代行者への送付を希望する場合は、下欄にご記入ください。)

会社名	(〒 -)	担当者	部署名	
			氏名	
住所	(〒 -)	電話番号	会社	- -
			携帯電話	- -

(※1) 最大受電電力は、太陽電池最大出力値またはインバータ定格出力のうち、いずれか小さい方の値といたします。
(※2) 再エネ特措法にもとづく認定IDをご記入ください。(未取得の場合、記入は不要)
(※3) 新規・設備変更の場合は、お申込みから連系までの間に、一定の期間が必要となる場合がありますので、ご了承ください。
(※4) 余剰配線とは、発電された電気が自家消費されることを前提とするものをいい、全量配線とは、発電された電気が自家消費されずに当社系統へ連系されることをいいます。(この場合の自家消費とは、連系に伴い最低限必要なインバータ等の負荷設備分の自家消費を除きます。)

【添付資料】

- ①系統連系技術要件検討書、②保護継電器整理一覧表、③発電設備の運転計画書、④発電設備に関する資料、⑤逆変換装置に関する資料、⑥電気設備の単線結線図、⑦制御電源・回路に関する資料、⑧その他の機器に関する資料、⑨認定通知書(写)(取得後に提出)、⑩その他(ただし、連系設備の逆変換装置が認証登録品の場合については、JET認証証明書の写しを添付することで、①・②・③・⑤・⑦は省略できます。)

本申込みにより取得する個人情報は、電気事業における電気の受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全、関連するアフターサービスなどに関する情報のお知らせ等のために利用いたします。

四国電力記入欄	受付年月日	年 月 日	受電地点特定番号	08 - 0 - - - -
	連系承諾年月日	年 月 日		